

安芸高田市ほととぎす遊園設置及び管理条例を廃止する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 2 月 27 日

安芸高田市長 石丸 伸二

安芸高田市ほととぎす遊園設置及び管理条例を廃止する条例

安芸高田市ほととぎす遊園設置及び管理条例(平成 16 年規則第 132 号)は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。